

# 藤井寺市国民健康保険運営協議会資料

令和8年1月

藤井寺市健康福祉部保険年金課



# 令和 8 年度国民健康保険制度について

## ■令和 8 年度 藤井寺市保険料率（大阪府統一保険料率）

		本市保険料率			賦課限度額	
		所得割	均等割	平等割		国基準
8 年度	医療分	9.50%	34,990 円	33,908 円	66 万円	67 万円
	後期分	3.06%	11,191 円	10,845 円	26 万円	26 万円
	介護分	2.60%	18,682 円	0 円	17 万円	17 万円
	子ども分	0.28%	1,841 円	0 円	3 万円	—万円
7 年度 (現行)	医療分	9.30%	34,424 円	33,574 円	65 万円	66 万円
	後期分	3.02%	11,034 円	10,761 円	24 万円	26 万円
	介護分	2.56%	18,784 円	0 円	17 万円	17 万円
比較	医療分	+0.20%	+566 円	+334 円	+1 万円	+1 万円
	後期分	+0.04%	+157 円	+84 円	+2 万円	0 万円
	介護分	+0.04%	−102 円	0 円	0 万円	0 万円
	子ども分	+0.28%	+1,841 円	0 円	0 万円	0 万円

※藤井寺市保険料率と大阪府統一保険料率は同率

## ■賦課限度額

- 本市の賦課限度額は医療分を現行の65万円から66万円に、後期分を現行の24万円から26万円に引き上げ。

大阪府における保険料率の算定時期が改正政令の公布前であることから、1年遅れで国基準に引き上げを行う。

年度	本市（府統一）					国基準				
	医療分	後期分	介護分	子ども分	計	医療分	後期分	介護分	子ども分	計
6年度	65万円	22万円	17万円	—	104万円	65万円	24万円	17万円	—	106万円
7年度	65万円	24万円	17万円	—	106万円	66万円	26万円	17万円	—	109万円
8年度	66万円	26万円	17万円	3万円	112万円	67万円	26万円	17万円	—	110万円

## ■保険料の軽減判定所得基準の見直し（令和8年4月1日施行予定）

- 低所得世帯に対する保険料の軽減措置における保険料の減額の対象となる所得の基準について、次のとおり改正される。  
（国民健康保険法施行令の改正に伴う見直し）

軽減判定所得の算定において、5割軽減の対象となる世帯における被保険者数に乗ずる額について現行の30.5万円から31万円に引き上げることとし、2割軽減の対象となる世帯における被保険者数に乗ずる額について現行の56万円から57万円に引き上げることとする。（7割軽減基準額の対象となる世帯については変更なし）

【現行】軽減判定所得	【改正後】軽減判定所得
7割軽減基準額＝基礎控除額（43万円） ＋10万円×（給与所得者などの数－1）	（※変更なし） 7割軽減基準額＝基礎控除額（43万円） ＋10万円×（給与所得者などの数－1）
5割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）＋ <u>30.5万円</u> ×被保険者数 ＋10万円×（給与所得者などの数－1）	5割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）＋ <u>31万円</u> ×被保険者数 ＋10万円×（給与所得者などの数－1）
2割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）＋ <u>56万円</u> ×被保険者数 ＋10万円×（給与所得者などの数－1）	2割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）＋ <u>57万円</u> ×被保険者数 ＋10万円×（給与所得者などの数－1）

\*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

## ■高額療養費制度における自己負担限度額の見直し（令和8年8月1日施行予定）

●医療費の自己負担額が高額となったときに自己負担限度額を超えた分について高額療養費として支給される制度です。

このことについて、全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築の観点から負担能力に応じた負担を求める仕組みに見直しを行い、「自己負担上限額の引き上げ」「所得区分の細分化」「70歳以上の外来特例についても見直しを検討」などの改正案が検討されています。

- ・引き上げ額（案）の一例
- |              |                             |
|--------------|-----------------------------|
| 住民税非課税世帯     | 35,400円→36,900円（1,500円引き上げ） |
| 所得210万円以下の世帯 | 57,600円→61,500円（3,900円引き上げ） |
- （いずれも70歳未満の世帯の場合）

## ■子ども子育て支援納付金制度の施行（令和8年4月1日施行予定）

- 社会連帯の理念を基盤に、こどもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、令和8年度に子ども・子育て支援金制度が創設されます。医療保険者は、従来の保険料とあわせて子ども・子育て支援金を賦課徴収します。支援金は、下記の対象費用に充てられます。

【支援納付金対象費用】（給付・事業ごとに充当割合を法定）

- ①児童手当（R6.10～）②妊婦支援給付金（R7.4～）③④出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金（R7.4～）
- ⑤こども誰でも通園制度（乳児等支援給付）（R8.4～）⑥国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除（R8.10～）
- ⑦子ども・子育て支援特例公債の償還金等

### ●国民健康保険における対応について

- ・医療分・支援分・介護分に加えて、「子ども・子育て支援金分」が追加されます。
- ・低所得者に対する軽減措置（7割、5割、2割）及び被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）が設けられます。
- ・18歳未満の被保険者については支援金均等割額の全額軽減措置が講じられます。
- ・令和8年度の国民健康保険加入者一人当たりのお子分保険料は年額3,219円（月額268円）となります。